

# 処 分 基 準

| 基準の名称   | 社会福祉施設の改善命令 処分基準 |             |
|---|------------------|-------------|
| 法令等名  | 根拠条項             | 許認可等・処分の概要  |
| 社会福祉法   | 第71条             | 社会福祉施設の改善命令 |
| 基準の内容   |                  |             |
| <p>1 施設を設置して、第一種社会福祉事業を営む者の施設が、法第65条に定める施設の最低基準に適合しないと認められる場合は、当該事業を営む者に対し、基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>関係条項</p> <p>法第65条 厚生労働大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。</p> <p>2 社会福祉施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。</p> <p>施設ごとの最低基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23.12.29厚生省令第63号）</li><li>・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41.7.1厚生省令第19号）</li><li>・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12.3.30老発第307号）</li><li>・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11.3.31厚生省令第46号）</li><li>・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12.3.17老発第214号）</li><li>・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20.5.9厚生労働省令第107号）</li><li>・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20.5.30老発第0530002号）</li><li>・救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41.7.1厚生省令第18号）</li><li>・救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について（昭和41.12.15社施第335号）</li><li>・障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18.9.29厚生労働省令第177号）</li><li>・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11.3.31厚生省令第39号）</li><li>・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12.3.17老企第43号）</li></ul> |                  |             |